

笠間市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和2年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月7日

笠間市監査委員 仙波 操

笠間市監査委員 須藤 幹夫

笠間市監査委員 市村 博之

## 令和2年度定期監査報告書

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

### 第2 監査期日及び監査対象部署

監 査 期 日	監 査 対 象 部 署
令和2年11月5日	総務部 総務課 笠間支所地域課 岩間支所地域課 税務課 収税課 財政課 資産経営課
令和2年11月11日	保健福祉部 社会福祉課 子ども福祉課（各保育所） こども育成支援センター 高齢福祉課 笠間支所福祉課 岩間支所福祉課
令和2年11月26日	市立病院 保健福祉部 保険年金課 健康増進課 市長公室 秘書課 企画政策課

### 第3 監査の対象期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

### 第4 監査の着眼点と実施内容等

財務に関する執行及び経営にかかわる事業の管理が法令に適合し、適法かつ効率的に行われているかどうか、事務の執行が適正に行われているかどうかを着眼点とした。

事前に、監査資料の提出を求め、提出された資料を基にそれぞれの状況について、担当部課長及び担当職員より説明を受け質疑応答の方法で行った。

提出書類

- ① 組織体制
- ② 事務事業執行状況調
- ③ 収入未済額調書
- ④ 負担金及び交付金の支出状況
- ⑤ 補助金交付状況
- ⑥ 各種団体等の会計事務の管理状況調
- ⑦ 歳入歳出予算執行状況報告書（歳入・歳出月計表）

⑧ 内部統制の取組状況

**第5 監査の結果**

笠間市監査基準に準拠し、第1から第4に掲げる事項のとおり監査した結果において、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、指摘及び注意事項は以下のとおりである。

『総務部』

【総務課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【笠間支所地域課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【岩間支所地域課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【税務課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【収税課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【財政課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【資産経営課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『保健福祉部』

【社会福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【子ども福祉課（各保育所）】

特に指摘及び注意する事項なし。

【こども育成支援センター】

特に指摘及び注意する事項なし。

【高齢福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【笠間支所福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【岩間支所福祉課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『市立病院』

特に指摘及び注意する事項なし。

『保健福祉部』

【保険年金課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【健康増進課】

特に指摘及び注意する事項なし。

『市長公室』

【秘書課】

特に指摘及び注意する事項なし。

【企画政策課】

特に指摘及び注意する事項なし。

※ 全体的な注意事項

市税等の滞納対策については、一定の成果が見られるが、財源の確保や公平性を図るため、なお一層の収納率の向上と滞納額の縮減に努められたい。

なお、行政用語について、横文字・カタカナ表記使用が多く見受けられ一般市民にとってわかりづらい面があるので、できるだけ他の表現に言い換えたり注釈をつけるなどわかりやすい表現にするように努められたい。